

本校生徒は、高校生活の自由と秩序を重んじ、互いに敬愛し、協力し合って勉強と部活動に励んで、明るく楽しい学校をつくり、品位ある津東高生としての自覚のもとに、有意義な高校生活を送るよう、日々最善を尽くそう。

1. 届出

次の各項に該当する場合には必ず届出なければならない。

- ① 学校納付金の延期等を希望するとき。
- ② 校内及び校外で掲示、印刷物の発行、金銭の募集等を行いたいとき。
- ③ 欠席・欠課・遅刻・早退をしたいとき、または、したとき。
- ④ 登校後、臨時に外出したいとき。
- ⑤ 校舎、校具を誤って損傷したとき。
- ⑥ 校内又は校外において被害・災害をうけたとき。
- ⑦ 長期休業中等にアルバイトをするとき。

2. 服装・頭髪など

頭髪は「自然のまま」を原則とする。制服は定めないが、端正を旨とし、常に簡素清潔なものとする。

- ① 次のものは禁止とする。
 - (イ) 頭髪の加工(染色・脱色・特異な髪型・パーマ・エクステンション・かつら等)。
 - (ロ) 通学にふさわしくない靴(サンダル、ぞうり、ブーツ、ヒールのある靴等)。
 - (ハ) 化粧、装身具(ピアス、ネックレス、指輪等)。
- (ニ) 校舎内での、マフラー・手袋・帽子等の着用。
- (ホ) 極端な眉剃り・長い爪・ワックス等
- (ヘ) 他校の制服、または類似したもの。
- ② 望ましくないものとして、次のものが挙げられる。
 - (イ) 肌が極端に露出するもの。
 - (ロ) 高額なもの。
 - (ハ) 勉学の場にふさわしくないデザインや装飾過多のもの。

3. 禁止事項

次のような行為は、かたく禁じる。違反があるときは、特別指導措置の対象となる。

- ① 犯罪行為
傷害、暴行、脅迫、強要、窃盗、遺失物横領、強盗、詐欺、恐喝、毒物・劇物・麻薬・覚醒剤等の所持・使用、等
- ② 交通法令関係
無免許運転、共同危険行為、自転車の定員外乗車、その他道路交通法違反等
- ③ ぐ犯行為
家出、無断外泊、不健全娯楽、不良交友等
- ④ 不良行為
暴走、飲酒、喫煙、喫煙具所持、深夜徘徊、偶発的な暴力行為、器物破損等
- ⑤ 校内規律違反
教職員に対する暴言、授業妨害、試験時の不正行為、不注意行為・迷惑行為、怠学、無断アルバイト、スマートフォン・携帯電話等使用に関するマナー違反等

4. 運転免許の取得について

- ① 在学中は、二輪車等の運転免許取得を原則として禁止する。但し、次の条件に該当する場合は、事情により原動機付自転車(50cc以下)の免許取得を許可する。
 - (イ) 通学に際し、公共交通機関の利用が著しく困難である場合 (例 最寄りのバス停・駅までの距離が10km以上ある)
 - (ロ) 通学に際し、自転車の利用が極めて困難な場合 (例 急な坂道が5km以上続く)
 - (ハ) その他、特殊な事情がある場合
 - (ニ) 上記の条件を満たす生徒で、運転免許試験を受けようとする場合は、校長の同意を得なければ

ばならない。その際、校長は、生徒・保護者に直接、安全運転・使用条件等について話をする。

(ホ) 校長の発行する同意書なしで受験した場合は、特別指導措置の対象となる。

② 普通自動車免許について

(イ) 自動車学校への入校は、3年次に限り、特に学校が指定した月日以降、正規の手続きを済ませ、許可を受ける。

(ロ) 運転免許学科試験の受験は、卒業式以降とする。特殊事情(進路等)で、卒業式以前に受験を希望する者は、校長の許可を得なければならない。

(ハ) 在学中の普通自動車の使用は認めない。

(ニ) 手続き等に関しては、別途例示する。

(ホ) 校長の発行する同意書なしで受験した場合は、特別指導措置の対象となる。

③ ①により許可を得て原動機付自転車免許を取得した者の運転について

(イ) 自他の生命尊重の精神に徹すること。

(ロ) 運転免許を取得した生徒は、直ちに生活指導部まで届けること。

(ハ) 乗車に際し、学校の発行する使用許可証を携帯し、ステッカーを添付すること。

(ニ) 交通法規を厳守し、学校が指定する安全運転講習会を必ず受講すること。

(ホ) 車両の貸し借りをしないこと。

5. 自転車による通学について

① 通学に自転車を利用するにあたっては、学校より直線で1.7km以上あること、またはJR利用者であることを条件とする。

※ 近鉄利用者でも、特別な事情がある場合は、相談の上認めることもある。(例 通学所要時間が2時間程かかるうえに部活動等放課後の活動で帰宅が極端に遅くなる)

② 通学に自転車を利用する者は、学校に届け出て登録し、所定のステッカーをつけること。

③ ブレーキ・ライト・反射機材等の整備、点検および日常の施錠を怠らないこと。